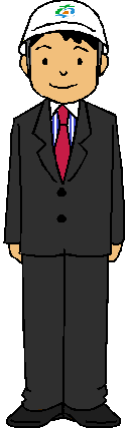


みなみさんりく 復興まちづくりニュース



＜第 56 号＞
平成 29 年 7 月
発行・編集
南三陸町
復興推進課

1. 防災集団移転促進事業(高台移転)住宅団地への参加者を公募します。



防災集団移転促進事業で整備した団地のうち、下記の団地において参加者を公募します。

1. 団地名及び区画数（14団地111区画）

| | 団地名 | 公募 区画数 | | 団地名 | 公募 区画数 |
|---|---------------|-----------|---|---------|-----------|
| ① | 田の浦団地 | 2 | ⑧ | 清水団地 | 6 |
| ② | 名足保育園南団地 | 2 | ⑨ | 戸倉団地 | 21 |
| ③ | 馬場中山生活センター西団地 | 4 | ⑩ | 原団地 | 1 |
| ④ | 館浜団地 | 2 | ⑪ | 長清水団地 | 1 |
| ⑤ | 栢沢団地 | 12 | ⑫ | 志津川東団地 | 16 |
| ⑥ | 歌津中学校上団地 | 2 | ⑬ | 志津川中央団地 | 24 |
| ⑦ | 寄木・葦の浜団地 | 5 | ⑭ | 志津川西団地 | 13 |

2. 応募資格

- ① 東日本大震災当時に、南三陸町内に居住し、その住宅の所在地が移転促進区域（災害危険区域）に指定されている方。
- ② 東日本大震災に係る被災者住宅再建支援制度（個別移転補助・災害公営住宅など）を利用していない方
- ③ 町が実施する防災集団移転促進事業団地へ参加申込をしていない方、または災害公営住宅へ入居申込をしていない方。ただし、すでに防集団地または災害公営住宅への申込をされている方でも、これを取り下げる予定の方は応募することができます。
- ④ 各団地及び周辺の地域活動を理解し、一緒に活動していこうと思っておられる方。

3. 募集期間 **平成29年7月14日（金）～平成29年7月31日（月）※土日を除く**

4. 提出場所 南三陸町復興推進課事業推進係

5. 提出書類 ①防災集団移転促進事業（高台移転）空き区画参加申込書

②宅地申込書（志津川東団地、中央団地、西団地のみ）

③り災証明書（コピー可）

上記①、②の書類は復興推進課にてお渡しいたします。

※各団地の空き区画の位置等については、復興推進課において、ご覧いただけます。



6. 決定方法 応募数によっては抽選となる場合があります。抽選となる場合には、別途日程等を応募者にお知らせいたします。

7. 戸倉地区の国道398号沿道の公益施設用地への出店者を公募します。

①区画の概要

| 区画 | 募集区画A | 募集区画B | 備考 |
|----|---------------|-------------|-------------------------------|
| 面積 | 約575㎡（191坪） | 約235㎡（71坪） | 出店の条件及び区画の詳細は 担当に問い合わせください |
| 道路 | 南・北が道路に接しています | 北が道路に接しています | |

②募集期間：**平成29年7月14日（金）から平成29年7月31日（月）**

③受付場所：南三陸町役場 復興推進課 事業推進係

④決定方法：複数の応募があった場合は、事業内容や周辺状況等を考慮し、決定します。

（担当：復興推進課 事業推進係）

2. 住宅再建相談会の開催について

町と住宅金融支援機構では、被災者の住宅再建に必要な情報を提供することを目的に、以下のとおり住宅再建相談会を開催いたします。

■開催日時

| 期 日 | 時 間 | 場 所 |
|---------------|---------------|----------|
| 平成29年7月30日（日） | 午前10時から午後4時まで | 役場2階大会議室 |

■参加団体

| 相談機関 | 相談内容 |
|------------------------------|-----------------------------|
| ・住宅金融支援機構 ・七十七銀行 ・仙台銀行 | 資金計画（融資の案内等） |
| ・住まいの復興給付金事務局 | 住まいの復興給付金について （申請書の提出不可） |
| ・被災者支援係 | 公的助成制度について |

■住宅金融支援機構による資金計画の相談申込みについて

・資金計画の相談は、事前に電話予約をされた方が優先となりますので、下記へお申込みください。

【申込み先】住宅金融支援機構 ☎0120-086-353（フリーダイヤル）

※地元金融機関（七十七銀行・仙台銀行）への相談予約も上記申込み先となります。

●このような方はぜひお越しください。

- ・住宅建築等にかかる融資を借り入れできるか知りたい方。
- ・住宅再建時に利用できる公的助成制度について知りたい方。
- ・仕事で平日の相談が難しい方

■住まいの復興給付金とは？

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率引上げ（平成26年4月1日）以降に住宅を新築・購入または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、消費税率の増税分相当の給付を受けられる制度です。

また、被災住宅が賃貸物件の方は「すまい給付金」が対象となる場合があります。

●申請は住宅の引き渡し後1年以内となっております。

●住宅が完成した方や引き渡しが進んでいる方、これから再建される方で制度について知りたい方は、この機会にぜひお越しください。

（担当：保健福祉課 被災者支援係）

問い合わせ先.....復興推進課 事業推進係(0226-46-1382)

保健福祉課 被災者支援係(0226-29-6451)